事業用 生ごみ処理機器 設置費補助制度

店舗等から出る生ごみを**自家処理**することにより、**ごみの減量化と資源化**、

環境負荷の軽減等につながります。

生ごみは約80%が水分です

生ごみ処理機器

の活用(自家処理)

生ごみ減量化 [乾燥化・堆肥化]

ごみ処理施設の負担軽減[燃料費減等]

堆肥(乾燥生ごみ)再利用[菜園·草花栽培等]

環境への負荷軽減[CO2 削減等]

事業者の皆様ができる地球にやさしい SDGs の取組みです

事業用生ごみ処理機器とは?

補助対象となる処理機は、電力を用いて生ごみを分解、減容、堆肥化または消滅化するもので、1日当たりの処理能力が10キログラム以上のものです。

補助制度の概要

○ 補助対象費 : 本体機器一式の購入[設置]費(交換用消耗品等は含まず)

*消費税を除く。

○ 補助対象者 : 法 人 … 市内に商業登記があるもの

個人事業者 … 市内に住民登録があるもの

〔1事業所につき1回限り〕

*事業所·商店(店舗併用住宅等)でも使用 可ですが、機器処理能力等は「家庭用」です。

○ 補助金額 : 購入[設置]費の2分の1まで 補助上限額50万円

*補助金額算出にあたっては 100 円未満切捨て

〇 申請書類等: 交付申請書

事業計画書平面図等見積書

市税等納付状況に関する調査の同意書

登記事項証明書(法人の場合)

他

☆ お問い合せ先及び申請窓口 ☆

日光市役所 資源循環推進課 資源循環推進係 Tel 21-5138 ※申請書類は本庁資源循環推進課の他、市ホームページからもダウンロードできます。

(http://www.city.nikko.lg.jp/)

生ごみ処理機器 の 補助金交付手続き

※処理機器を購入[設置]前に、必ず、交付申請をしてください。

交付申請

〔申請者〕

○交付申請書 を市へ提出。

【添付書類】

- ① 事業計画書(処理機器のカタログ等添付)
- ② 平面図等 (設置場所が分かるもの)
- ③ 見積書類
- ④ 市税及び公共料金の納付状況調査の同意書
- ⑤ 登記事項証明書 (法人の場合) 他

審査・決定

(市)

- ○交付決定通知書 を申請者へ送付。
 - *設置完了届 を同封

購入・報告

〔申請者〕

〇処理機器を購入[設置]後、設置完了届を市へ提出。

【添付書類】支払いしたことが分かる書類

*設置前後の写真の提出や設置場所を確認させていただくことがあります。

補助金確定

(市)

- 〇補助金確定通知書 を申請者へ送付。
 - *請求書 を同封

請求

〔申請者〕

○請求書 を市へ提出。

【添付書類】 確定通知書の写し 他

※申請(請求)者=購入者=口座名義人となるようにしてください。

補助金振込

(市)

○指定口座に、補助金を振り込む。

※ 各書類は郵送提出可ですが、書類不備等の際は追加・差替等をお願いいたします。